

「販売士検定試験」に対するPR用の新たな呼称の設定について

平成 26 年 1 月 15 日
日本商工会議所

1. 新たな呼称

- 各地商工会議所や販売士有資格者等関係者に対する調査・意見照会および当所の販売士検定部会や運営専門委員会等での検討を踏まえ、PR用の新たな呼称として、「リテールマーケティング(販売士)検定試験」を設定・使用する。
- 試験の正式名称は、従来どおり「販売士検定試験」のままとする。
- 試験合格者に与えてきた「販売士」の称号も、現行のままとする。

2. 新たな呼称の使用開始時期

- 新呼称の使用開始は、学校等教育関係者における準備に要する時間を考慮し、平成27年度に施行する試験から、とする。

3. 新呼称の事前周知

- 当所では、27年度からの新呼称の円滑な使用開始に向けて、運営委員会で決定後、26年度に使用する検定試験ガイド等のPRツールおよび各種媒体を活用して、全国的な周知を行う。
- 各地商工会議所においても、独自に作成している検定PRツール(26年度版)および機関紙(誌)、ホームページ等の媒体で周知をお願いしたい(下記「事前周知に際しての文例」を参照)。

4. 事前周知に際しての説明文例

「販売士検定試験」については、学習を通じて会得できる知識や実務能力をより的確に表わすことを主眼として、平成27年度試験分から、「リテールマーケティング(販売士)検定試験」という呼称・表記を使用することといたします。

なお、本呼称は、当面、PR用の愛称として使用するものであり、正式名称は従来どおり「販売士検定試験」、また、試験合格者に授与する「販売士」の称号も現行のままといたします。

*以上の文例は適宜短縮してお使いいただいて結構です。

以上